

令和6年(2024年)11月21日

れきみん

資料館だより

No. Ⅲ-48

相生市立歴史民俗資料館

TEL (FAX) : 0791-23-2961 E-mail : aioi-rekishi-minzoku@vesta.ocn.ne.jp

〈資料紹介30〉能下・山脇家の高札

本年8月22日、山脇方貴氏より、山脇家所蔵の古文書(山脇家文書)573点と木製の高札こうさつ1点を寄贈していただきました。古文書は、『相生市史』編纂に関わって1980年代に整理されていましたが、高札はこれまで知られていなかった資料です。

高札は、おきて掟・禁制などを板に書き、これを高札場こうさつばに掲げ、その趣旨を迅速に人々に周知させるものです。江戸時代に民衆支配の手段の一つとして用いられた高札は、明治新政府になっても継承されました。

山脇家が所蔵していた高札はヒノキまたはスギの板材で、低い山形を呈し、高さは中央で約44cm、両端で約40cm、幅約103cm、厚さ約3cmを測ります。上部中央に吊り金具、裏面の両側中ほどに棒状角材そえぎの漆木が取り付けられています。



山脇家の高札

表面の墨書は、下部を除くと比較的鮮明で、解読が可能です。本年度の兵庫県立大学附属中学校の「トライやる・ウィーク」(11月13日～15日)において、当資料館で活動した生徒3名(天川そう 颯る・谷瑠心奈みな・谷口絆琉はる)が、指導ボランティア(当資料館職員)の指導・助言を受けながら、翻刻に挑戦しました。

中学校の歴史教科書に掲載されている「五榜の掲示」に関わる史料であることから、あらかじめ教科書で「五榜の掲示」の大意と時代背景を学んだ後、『せい 古文書解読辞典』(柏書房)・『くずし字用例辞典』(東京堂出版)などを使って解読を進めていきました。

定
 一 人堂類毛の五倫の道越正しく寸邊く事
 一 螺寡孤獨廢疾之毛の越憫む邊き事
 一 人越殺し家を焼財を盗む等之悪業阿類ましく事
定
 一 何事尔より須よろしからざる事
 一 大勢申合候をとうととなへとうふしして志い天祿可ひ事具わ多つ類をこ
 一 うそといひ阿るひハ申合居町居村越立ちのき候越てふさんと申春堅く御法度多り若右類の儀是阿らハ早々其筋の役所へ申出へし御本ふひ下さるへき事
定
 一 一切支丹宗門之儀者是迄御制禁之通固く可相守事
 一 邪宗門之義者固く禁止候事
 慶應四年三月 **太政官**
 右之條々被 仰出候間支配地輩堅く可相守者也
 安志藩 知事

山脇家の高札 翻刻

慶應4年(1868年)3月15日、明治の新政府は、太政官布告第158号によって、旧幕府時代の高札の破棄と「五榜の掲示」(5枚の太政官札の掲示)を命じました。第1札は五倫の道*の遵守、第2札は徒党・強訴・逃散の禁止、第3札は切支丹邪宗門の禁制で、永年掲示の定三札とされました。第4札は外国人への危害禁止、第5札は脱籍・浮浪の禁止で、覚書とされました。新政府の暫定的な姿勢を示したもので、旧幕府の民衆政策とほとんど変わらず、江戸時代の統制をそのまま踏襲した内容になっています(明治6年(1873年)に撤去)。

新政府は「五榜の掲示」に示された内容を諸藩にも出させました。幕末期、能下村は安志藩(現姫路市安富町)小笠原氏の支配地で、山脇家は村の年寄役(村役人)を務めていました(明治期には戸長となる)。本高札は、「五榜の掲示」に示された「定」を村人に伝達・周知させるため、「安志藩 知事」の名で、山脇家近くの高札場に掲げられたものと考えられます。

当初の「五榜の掲示」第3札では「切支丹邪宗門」と一括りで表現されていましたが、この高札では「切支丹宗門」と「邪宗門」とに分け別条になっていることから、閏4月4日の改正以降に掲げられたものと考えられます。

本高札は、「トライやる・ウィーク」最終日の11月15日から、当資料館2階展示室で常設展示しています。ご来館いただき、ぜひ近くでご観覧ください。



常設展示されている山脇家の高札

* 五倫の道…儒教において、人として守るべき5つの道徳(父子の親・君臣の義・夫婦の別・長幼の序・朋友の信)

〈参考文献〉

永原慶二監修 1999 『誠 日本史辞典』(岩波書店)

三浦俊明 1986 「農業の発展と商品経済」『相生市史』第2巻(相生市・相生市教育委員会)